

瑞穂町防災広場の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 町は、住民の生命、身体及び財産を震災等の災害から守るとともに、平時においては住民の利用に供するため、防災広場を次のとおり設置する。

	名称	位置
1	石畑防災広場	瑞穂町大字石畑209番地1
2	元狭山広域防災広場	瑞穂町大字二本木487番地1

2 防災広場を構成する設備は、次のとおりとする。

設備名	主な用途
多目的広場	災害時における物資の集積拠点、救援部隊の応急対策拠点、一時的な避難場所。平時における防災訓練等の会場、憩いの場
防災倉庫	災害用備蓄品等の保管場所

(管理)

第2条 防災広場は、必要な機能を維持できるように、常に良好な状態で管理しなければならない。

2 防災広場の管理については、町内の公共的団体に委託することができる。

(利用)

第3条 第1条第2項の表に定める設備のうち、多目的広場は、その主な用途に支障がない範囲において、住民の利用に供することができる。

2 多目的広場の全部又は一部を占有して利用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。利用の承認を受けた者が、当該承認に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用料)

第4条 多目的広場の使用料は、無料とする。

(利用の制限)

第5条 町長は、管理上必要があると認めるときは、利用の制限そ

の他の必要な条件を付すことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 防災広場を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 防災広場の主な用途に支障を来たすおそれがあるとき。

(4) 専ら営利を目的とする利用と認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が当該利用を承認することが適当でないとき。

(利用の中止等)

第6条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、又は利用を中止させることができる。

(1) 災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき。

(2) この条例に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

(利用者に対する指示)

第7条 町長は、防災広場の管理上必要があると認めるときは、利用者に対し必要な指示をすることができる。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、多目的広場の利用を終えたとき又は利用を中止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、故意又は過失により防災広場を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が利用者に損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。